

《消費税引き上げに係る増収分の使途状況について》

少子高齢化の進展に伴い今後も増加が見込まれる社会保障経費の財源を確保するため、平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられており、増収分については、すべて社会保障経費の財源とし、使途を明確にすることとされています。

令和元年度決算における中能登町での増収分及び充当事業は、以下の通りです。

【歳入】

令和元年度 地方消費税交付金(社会保障財源分)

136,485 千円

【歳出】

地方消費税引上げ分の使途一覧

(単位:千円)

充当事業		事業費	国県支出金	地方債	その他	一般財源	うち引上げ分
社会福祉	保育園運営費	286,312	121,049		68,029	97,234	136,485
	福祉医療費支給事業	127,204	24,580		189	102,435	
	児童福祉事務事業	21,400	600		200	20,600	
社会保険	後期高齢者医療事業	348,215	53,426		16,918	277,871	
	老人福祉事務事業	304,281	11,920		2,940	289,421	
	保健衛生事業	134,573	71,166			63,407	
保健衛生	感染症予防事業	50,425	4,221			46,204	
	保健事業	21,417	550			20,867	
	母子保健事業	18,449	1,882			16,567	
合計		1,312,276	289,394	0	88,276	934,606	